(7)　Deadline for tender : 4 : 00 P.M. 18 June, 2012
(8)　Contact point for the notice : Yoshihiro Nachigami, Assistant Manager of Procurement & Contract Division, Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 3―2―1, Chuo, Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi, 980―0021 Japan TEL. 022―217―1726

入札公告の訂正

平成24年３月19日（号外政府調達第53号・９ページ）掲載の入札公告について、次のとおり訂正します。

平成24年４月６日

独立行政法人情報通信研究機構
契約担当理事　吉武洋一郎

◎調達機関番号　592　◎所在地番号　13

○第３号

5　Summary
(3)　Nature and quantity of the products to be purchased : 32-channels tunable wavelength laser array

に訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年４月６日

支出負担行為担当官
北海道開発局帯広開発建設部長　大内　幸則

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発帯広第１号

1　工事概要
(1)　品目分類番号　41
(2)　工事名　美蔓地区　取水導水路屈足工区工事（電子入札対象案件）
(3)　工事場所　北海道上川郡新得町
(4)　工事内容　工事延長：Ｌ＝3,134.11m、取水導水路（ＤＣＩＰ径800）：Ｌ＝2,717.77m、土工一式、河川横断工５箇所、取水導水路附帯施設（空気弁工、制水弁工、排水施設）一式、指定仮設（仮桟橋工）一式
(5)　工期　契約締結日の翌日から平成25年２月28日まで。
(6)　使用する主要な資機材　φ800㎜ＤＣＩＰ：Ｌ＝2,586.63m、φ800㎜ＳＴＷ400：Ｌ＝432.52m
(7)　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
(8)　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
(9)　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
(10)　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
(11)　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2)　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
(3)　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、1,100点以上であること（上記(2)の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、経営事項評価点数が、1,000点以上であること（上記(2)の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,000点以上であること。）。
(4)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
(5)　平成９年度以降に、次のア及びイの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、次のイの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ア　口径800㎜以上の泥水式推進工法の施工実績を有すること。
イ　農業用用水路の管水路工事で口径800㎜以上かつ１工事で布設延長1,000m以上の施工実績を有すること。

ただし、ア及びイは同一工事でなくてもよい。

(6)　本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

(7)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。
イ　平成９年度以降に、次の①及び②の要件を満たす工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者については、②の要件を満たす工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
①　口径800㎜以上の泥水式推進工法の工事の経験を有すること。
②　農業用用水路の管水路工事で口径800㎜以上の工事の経験を有すること。

ただし、①及び②は同一工事でなくてもよい。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(8)　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
(9)　当該工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。